

八丈町農業委員会

第10回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

平成30年1月25日(木)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成30年1月25日(木) 9:00~10:35

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	青木 保憲
〃	3	浅沼 實	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
〃	5	菊池 國仁	〃	12	奥山 完己

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
〃	2	大澤 正雄	-	-	-
〃	3	浅沼 隆章	委員	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名 笹本 守彦推進委員

7. 会議録署名委員の指名：9番 青木 保憲委員 10番 浅沼 大二郎委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 4) 議案第2号 非農地証明交付申請について
- 5) 報告第3号 前回総会の経過議案第2号 非農地証明交付申請について

9. 出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：6名

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第10回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが9番、10番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に移って参ります。

議案第1号へ移ります「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 はい。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成30年1月25日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1案件の3筆に関しましては 利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農用地合計面積まで読み上げた後、内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

- 番号1 ・農地の所在、大字●●●番・登記、山林・現況、畑・農振区分、農振外
- ・面積 14,743 m²、
- ・農地の所在、大字●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農用外
- ・面積 648 m²
- ・農地の所在、大字●●●番・登記、畑・現況、畑・農振区分、農用外
- ・面積 1,651 m²

合計筆数3筆となり合計面積は17,042 m²となります。

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります。

- ・利用権を設定する者 ●●●●
- ・利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的はロベレニー畑との計画です。

設定期間は平成30年2月1日から5年間の設定ですので満了日は平成35年1月31日となります。年間賃借料は無償となっております。

続きましては、対象農地の説明に移ってまいります。

…【対象地所在説明】…

最後に許可要件等につきましてご説明いたします。

番号1の利用権設定受ける方につきましては、農業経営主体者と認知されるのは初めての方となります。すでに今回対象となる土地の整備・管理を手掛けられてきたことから全部効率利用の条件、経営計画書からの常時日数到達は、満たされるものであろうと、事務局では見込ませていただいております。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。本日地区推進委員が欠席のため農業委員から意見を伺いたいと思います。2番委員をお願いします。

農業委員2番 本件3筆の内、1つ目の筆については、部分的に傾斜が厳しく平面図面どおりの筆全面を耕作することは難しい土地となっておりますが、傾斜がなだらかな部分では以前から、アシタバが耕作されてきた筆ではあります。

利用権設定をする方と受ける方は親族関係にあたり、正式な農地の貸し借りを踏まえようという流れで話しがまとまり、今回議案として上がってきた経緯のようです。

2つ目と3つ目の筆に関しましては、筆に侵入するための人の通れる道が細く、相当な土地改良をしないと利用できないものと見立てて、以前の利用状況調査では×(B分類 荒地)と判断いたしました。ですが、設定を受ける方から、今後対象地を手作業、簡易農耕機械等での伐採開墾していく計画は伺っており、その労力を覚悟されておられました。遊休地を有効利用することは喜ばしいことですので、3筆合わせて利用権設定することに異議はありません。

議長 はい。ではほかにご質問やご意見ございますか。

議長 ご意見なければ議案第1号を承認することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については承認と決しました。続きまして、議案第2号に議事を進めます。議案第2号「非農地証明交付申請について」事務局説明をお願いします。

主査 はい。議案第2号非農地証明交付申請について 下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、審議(意見)を求めます。

平成30年1月25日、提出者 八丈町農業委員会会長 沖山 慶孝

前回非農地証明に関する東京都事前協議案件については、総会審議を協議前と同意受けた後の2回に分けておりましたが、今回の東京都事前協議案件に関しましては、あらかじめ

め東京都への事前協議を諮らせていただき、同意いただいている状況でございます。つきましては、今回審議において非農地として取り扱うことを決定いただいた場合には、一気に証明書の交付に至る処理となります。

なお、今回は一つの境界に3筆混在する土地の内、2筆が農地の地目となってしまうという状況の土地となっております。

括弧書は当委員会で監督しない山林の地目でございますが参考として 図面・議案書ともに掲載させていただきました。

本件3筆混在しているため、それぞれの地番・登記地目・登記面積を読み上げた後、現況と農振区分読み上げてまいります。

番号1農地の所在として ・大字●●●番 ・登記地目、畑、 ・登記面積、385㎡
・大字●●●番 ・登記地目、山畑 ・登記面積、872㎡
ご参考までに混在しております山林登記情報も読み上げて参ります。
・大字●●●番 ・登記地目、山林 ・登記面積・527㎡

・現況、山林 ・農振区分、農振外

本件境界地のシステム計算面積では1,446.37平方メートルとなります。内容といたしましては非農地証明願の届出によるものとなります。

所有者氏名はいずれの登記も●●●●氏となっております。

・非農地の事由

本件は3筆からなる筆界未定地。昭和53年国土調査時において、登記情報集約に合わせて合筆する予定であった土地が、当時抵当権設定がかかっていたため、合筆の処理が出来ずに登記情報が残存してしまっている。登記情報を是正・整理いたしたく今回非農地証明交付申請を願ひ出る。

願出地においては耕作を行っておらず、傾斜があり、既に山林化している状況。

…続きまして、対象地の順路、状況について説明に移してまいります。

…【対象地所在説明】…

…最後に対象地の現在状況についてですが、先の事由で申し上げましたとおり傾斜があり、4~5m級の樹木が生い茂る山林と化している容態でございました。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地区推進委員4番から意見を伺いたいと思います。4番推進委員お願いします。

推進委員4番 この3筆混在地は、すでに山林と化していることは確かです。非農地の決定に至っても仕方ないものと思われれます。

議長 はい。それでは農業委員からの意見を伺いたいと思います。8番委員お願いします。

農業委員 8 番 この区画におきましてはその昔、一部わずかな平坦面を利用してフリージアを作られていた記憶がありますが、区画の大部分において傾斜がきつく、現在に至っては完全に区画全体が山林化している状況です。

非農地として決定することに問題無いと思っております。

議長 はい。意見が出揃いましたところではございますが、ほかにご質問やご意見ございますか。

議長 ご意見なければ議案第 2 号を非農地として決定することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については非農地として決定することといたします。

議長 報告第 3 号の前回総会の経過でございますが、皆様に配布された資料のとおりとなっておりますので、各自ご確認願います。